

【令和7年度かりや夢ファンド補助金 募集の手引き】

かりや夢ファンド補助金

令和8年度活動団体を募集します



「かりや夢ファンド補助金」とは、市民・事業者・行政などからの財源により、刈谷市民や団体が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動を応援する補助制度です。

まちづくり活動支援事業補助金

補助率 2/3
5万超～20万円以下

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。

一部前払い：可能！（上限：交付決定額の 1/2）

補助率：2/3！

補助回数：1 団体につき、10 年度間で「3回」まで可能！

補助金の合計額：10 年度間で上限 40 万（1 回につき上限 20 万）

p.5 に申請例あり！

本手引きの「年度」は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

NPO法人設立支援事業補助金

補助率 2/3
上限 10万円

NPO法人設立（予定）団体に対し、まちづくりの新たな担い手として活躍できるよう、NPO法人の運営基盤整備を支援します。

※各補助金は、当該補助金の令和8年度予算が成立することを条件とします。

【募集期間】

令和7年7月15日（火）～9月30日（火）

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

【公開審査会】

令和8年1月24日（土）

刈谷市民ボランティア活動センター(刈谷市民交流センター1階)

【問い合わせ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話：0566-95-0002 F A X：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

令和7年度募集説明動画



申請様式ダウンロード

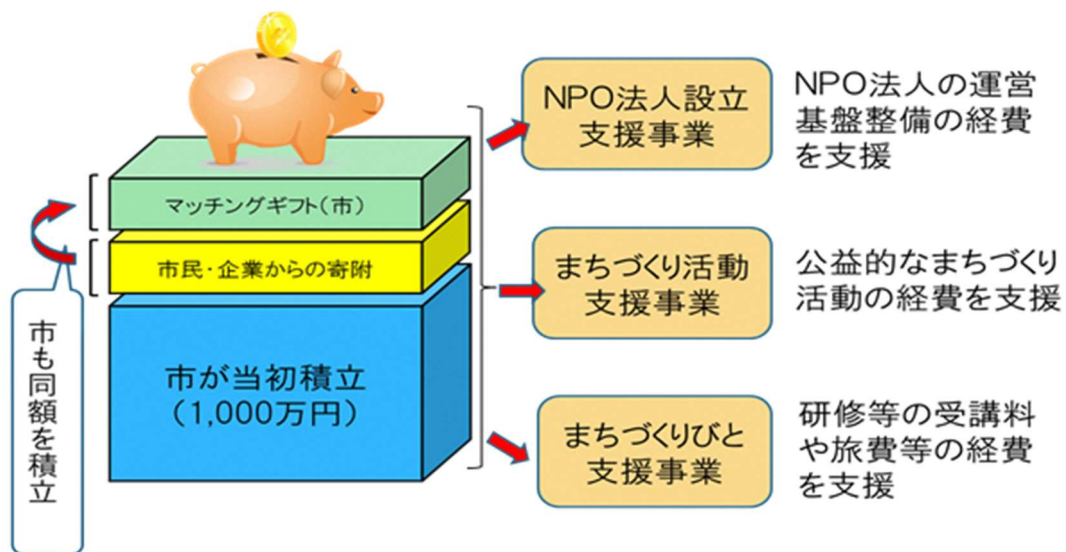


QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。
(特定非営利活動促進法より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 補助金の種類

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
内容	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。	刈谷市内でまちづくり活動を行うNPO法人の立上げを支援します。
対象期間	令和8年4月1日～9年3月31日	令和8年4月1日～9年3月31日 (申請1回目に関し、令和7年度に生じる対象経費を加算できる)
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業 ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥少なくとも1つ以上の他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業	次の①と、②・③いずれかの要件を満たす団体 ①刈谷市内に事務所または活動拠点を持ち、主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 ②令和5年度から7年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体 ③令和7年度から8年度までにNPO法人設立の認証を取得する予定の団体(所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)
継続補助	1団体につき10年度間で「3回」まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない	1団体につき2回まで ※2年連続で行う場合に限る

(1) 注意事項

- ア 各補助金を同一年度に重複して申請することはできません。
- イ まちづくり活動支援事業における「市民団体」とは、市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者が所属する団体をいいます。
- ウ まちづくり活動支援事業は1団体につき同一年度1事業までの申請となります。
ただし、事業実施年度が異なる場合はこの限りではありません。
- エ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。
- オ 同一世帯のみまたは2親等以内のみで構成される団体は申請いただけません。
- カ 団体の構成員は3人以上である必要があります。
- キ 補助金の交付は、「かりや夢ファンド補助金」のPRをすることが条件です。
具体的な方法については、p.12「9 その他」をご覧ください。

(2) 対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業
(市民団体の運営に係るものは除く)

3 対象となる経費及び補助率

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） 【上限5万円】 ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）	①NPO法人を設立するための手続に必要な経費 ②事務所または活動拠点の賃借料（共益費及び消費税を含む） ③事務所または活動拠点の光熱水費及び通信運搬費 ④NPO法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費及び消耗品費 ⑤NPO法人の周知のために必要な印刷製本費 ⑥その他の経費（その他市長が必要と認める経費）←NEW！ ※NPO法人の設立及び運営基盤の整備に要する経費に限る。
対象外経費	・市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ・市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等） ・領収書等により、事業経費として明確に支払ったことが確認できない経費 ・利益相反（※2）に当たる場合には、対象外経費となる場合あり	・特定非営利活動促進法（NPO法）における「その他の事業」に係る経費
補助率	補助対象経費の2/3 ← 1/2から拡充！	1回目は補助対象経費の2/3 2回目は補助対象経費の1/2
補助上限額	上限20万円（1,000円未満切捨て） ※5万円以下は、対象外です	1回目は上限10万円 2回目は上限5万円（1,000円未満切捨て）

おすすめ！※1



※1 今後事業で使い続けられるものを購入すると、申請事業の継続に役立つカリ～♪

※2 一方の立場では利益になるが、他方の立場では不利益になること。

（例）市民団体の役員が、自営している会社を委託業者として選ぶ。

4 申請の方法

(1) 申請に必要な書類 (☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。)

区分	必要書類
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書 (☆) ②まちづくり活動支援事業補助金事業計画書 (☆) ③まちづくり活動支援事業補助金収支予算書 (☆) ④まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート (☆) ⑤団体規約 (⑥任意提出：まちづくり活動支援事業補助金 事業継続に向けた計画書 (☆))
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業補助金補助対象団体認定申請書 (☆) ②NPO法人設立支援事業補助金申請理由説明書 (☆) ③NPO法人設立支援事業補助金補助対象経費内訳書 (☆) ④NPO法人設立支援事業補助金申請チェックシート (☆) ⑤設立認証申請書の写し (法人設立後に申請するときは、登記事項証明書の写し) ⑥定款 ⑦役員名簿 ⑧設立趣旨書 (申請1回目に限り) ⑨市民活動団体等の事業計画書・収支予算書

(2) 提出方法

- ア 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課（刈谷市役所3階）へ提出してください。
 担当職員がその場で内容を確認しますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
- イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
- ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター（0566-62-8231）及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。
- エ 提出された書類は、情報公開の対象となります（個人情報を除く）。あらかじめご了承ください。

申請例：10年度間で「3回」まで、合計40万円まで（①②③は補助回数）

<申請額5万円超～20万円以下（通常枠）>

- ① 20万円、②20万円 ←2回で40万を使い切るもよし
 ① 15万円、②15万円、③10万円 ←3回で40万を使い切るもよし
 ① 8万円、②8万円、③8万円 ←もちろん40万に満たなくてもよし

<申請額5万円以下枠・通常枠を併用する場合>

5万円以下の申請も1回とカウントするため、残りの回数分は通常枠での申請可。

- ① 5万円、②15万円、③20万円 ←5万円以下枠を1回申請する場合の申請額最大例
 ① 5万円、②5万円、③20万円 ← 2回

<申請額5万円以下枠のみ> ※次回の申請額5万円以下枠は令和8年4月頃募集予定。

- ① 5万円、②5万円、③5万円

作成のヒント



皆さんの想いがしっかり伝わるように・・・

申請書作成・公開審査に向けてこんな点を大切にしましょう！

(1) 申請書は「ラブレター」

申請書を読む相手のハートに届くことが大事です。申請書には、「こんな点を記述してください」と審査する側が知りたいことが書かれています。相手の「こういう点を応援したい」という気持ちを受けとめ、ひとつひとつ、丁寧に答えるように申請書を書きましょう。

(2) 全体のストーリーが伝わるように

「●●事業をしたい」と自分は思っているとしても、経過を知らない人からは、「どうしてその事業が必要なのか」が納得できないと、細かく事業の内容を述べても評価に結びつかないことがあります。「①地域がどんな状況になっているの？ ②それをどのような状態にしたいの？ ③そのために何をやるの？」。③から急いで書き始めずに、①②③がひとつのストーリーとして説明できると、事業の必要性が伝わりやすくなります。

法人設立支援の場合も、①どんな目的を持ち、②どんな効果を収めたいのか、③そのために当面どんな事業をし、④どんな体制で進めるのか、といった組織の全体の方向性を整理して書いていきましょう。

(3) 事業内容の書き方

以下の点を留意しましょう。

ア 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どうする、どのように）が書かれていますか。

イ 例えば複雑な事業の場合…冒頭で概略を説明し全体像を示した上で→以下詳細を記すといったような、相手が情報を受け取りやすい工夫をしていますか。

ウ その分野に詳しい人しかわからない専門用語を多用していませんか。

（使う場合には、解説も記しておきましょう）

パワーポイント資料でなくても OK！

(4) 公開審査は、コミュニケーションの場

ア みんなの前で説明するプレゼンだからといって「立て板に水」である必要はありません。プレゼンは、「プレゼント」と語義が同じ。「よい判断をしてもらうために、相手の理解に役立つような情報をプレゼント（提供）している」という位の気持ちがよいでしょう。

イ 自己紹介 → 提案理由・ねらい → 内容のポイント → 実行体制 → まとめ、といった全体構成と、箇条書程度は準備することをお勧めします。

ウ 1分間で話せる文字数は 250 字程度とされています。原稿を書く場合の参考に。

エ 質問は「説明が不十分だった点を理解したい」という表れです。質問の意図を受けとめ、過不足なく、率直に答えるようにしましょう。

10 年度間の考え方 Q&A

Q1：10 年度間の起点はいつか？

A1：1 回目の事業実施年度を起点とします。

Q2：10 年度間を過ぎたら、申請できないのか？

A2：期間経過後は、回数がリセットされるため、再度 3 回まで申請できます。



5 審査の方法

審査は、各補助金共通の方法で行います。

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。

また、公開審査会に参加した高校生以上の人は、会場投票という形で審査に参加することができます。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類確認（令和7年11月頃実施予定）

提出された書類は、市民協働課で不備等を確認した後、審査員に配付されます。

その後、審査員による意見交換会を開催し、提案内容について理解を深め、審査の視点を確認します。

なお、いずれの補助金についても、書類審査の段階で不採択を決定する場合がありますので、ご了承ください。

また、意見交換の際に生じる質問事項等については、意見をまとめ、公開審査会前に各団体へ通知します。公開審査会では、その内容（回答）を踏まえた上でプレゼンテーションをしてください。

(3) 公開審査会

令和8年1月24日（土） 刈谷市民ボランティア活動センター

公開審査会では、皆さんの提案を直接聴き、質問などを含めたコミュニケーションをとることで、今後の刈谷のまちづくりに向けたアイデアの交換や共感を育み、交流を深める場となることを目指しています。

公開審査会は、応募した全ての団体に参加していただきます。公開審査会に参加できない団体は、審査の対象外となります。

また、希望する団体は、事前にリハーサルを行うことができます。リハーサルは、1月8日（木）、9日（金）に刈谷市民ボランティア活動センター（予定）で行いますので、希望する団体は、12月24日（水）までに市民協働課へご連絡ください。

ア 審査の流れ

公開審査会における各団体の説明・発表時間は、7分間です。その後、7分間の質疑応答を経て、採点を行います。書類、実際の対面による説明、質疑応答の内容を受け、得点を確定します。なお、説明・発表は、必ずしもパワーポイント資料である必要はありません。実演・紙芝居など、各団体が伝えやすい手段を用いてください。

審査を行う順番は、審査員意見交換会において抽選で決定し、事前に各団体へ連絡します。

イ プレゼンテーション（企画案説明）に参加する人数

各団体の提案発表者・質疑応答者は、5人以内とします。

ウ パソコンを用いて発表する場合

パソコンは各自ご持参ください。プロジェクターは事務局で用意します。リハーサル日である1月8日（木）、9日（金）のどちらかの日程で接続確認をしてください。パソコンを用いて発表する場合は、必ずリハーサルに参加してください。

（公開審査会当日は、接続を確認する時間はありません。）

エ 当日配付したい資料がある場合

当日資料を配付したい場合は、審査員用15部、来場者用50部を1月16日（金）までに市民協働課へご持参ください。期日後は、配付資料の受付はできません。

（４）結果発表

公開審査会当日に審査結果の発表を行います。また、全ての事業の審査結果は、公開審査会後に正式に文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

（５）採択の方法

提案事業の採択は、基準点に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

（６）団体、提案内容の事前PRについて

7分間という説明時間は、想像している以上に短いものです。団体の概要や提案内容について、簡潔、かつ、効果的に発表することが求められます。

そこで、1月17日（土）から1月23日（金）までの間に刈谷市民交流センター1階ロビーにおいて、提案団体の活動概要や提案内容を紹介できる場所を設置します。

また、公開審査会当日も、会場の一角に団体の活動内容を紹介することができるスペースを設置します。

事前PRの参加は義務ではありませんが、皆さんの活動を市民の皆さんへ幅広く伝えることができるチャンスです。参加することで、提案内容への理解の促進などが期待されますので、ぜひご参加ください。

事前PRを希望する団体は、1月15日（木）までに展示物を市民協働課まで提出してください。詳細は、申請団体に後日ご案内します。

なお、展示物は、公開審査会終了後にお持ち帰りください。



6 審査の基準・点数

(1) まちづくり活動支援事業補助金

次の5つの視点・ポイントに基づき、審査します。(25点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性・協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	5
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	5
③独創性・先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	5
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5
⑤発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5

(2) NPO法人設立支援事業

次の6つの視点・ポイントに基づき、審査します。(30点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①課題解決力	団体の活動が刈谷のまちの課題、市民のニーズに的確に対応している。	5
②発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5
③公益性	団体の活動が、多くの市民や団体の利益に貢献する。	5
④実現性	刈谷のまちにおいて、充実したまちづくりを行う見通しがある。	5
⑤組織力	法人設立後の運営についての役割分担がしっかりしている。 組織力を高めていくための計画がある。	5
⑥補助による効果	補助金を交付することに対する効果が大きい。	5

(3) 会場投票について

ア 点数の計算方法

会場投票は、以下の計算方法で算出します。

会場点＝A÷投票総数×得票数（小数点以下第3位四捨五入）

（A：まちづくり活動支援＝5点

NPO法人設立支援＝6点）

イ 投票の方法

（ア）受付時に投票用紙を配付します。

（イ）参加者は、各団体による提案内容やプレゼンテーションに基づき、優れていると思われる団体・事業を各補助金につき2つ選択します。このため、提案事業が2事業以下の場合は、会場投票は行いません。

（ウ）全ての公開プレゼンテーションが終了後、投票用紙を回収し、集計します。

（エ）途中参加や途中退室の参加者は、投票する権利はありません。

（オ）同一事業を2つ記入した場合、1つしか記入していない場合、3つ以上記入した場合は、いずれも無効とします。



(4) 基準点について

採択には、次の基準点を上回る必要があります。

- ・まちづくり活動支援事業補助金：12.5点以上
- ・NPO法人設立支援事業補助金：15点以上

7 補助金交付に係る手続き・広報の支援

(1) 補助金交付の流れ

補助金の交付は、次年度予算の成立を条件とします。予算の確定後、事業採択を受けた各団体は、原則として翌年4月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。なお、一部前払い（上限：交付決定額の1/2）を希望する場合は、別途手続きが必要です。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。（事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。）なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体の口座とします。

(2) 広報に関する支援

採択された事業は、市民だよりへの掲載や報道機関（テレビ局・新聞社等）への情報提供等事業PRのための広報支援についても、可能な範囲で対応します。

また、団体の皆さんの活動をよりPRできるよう、採択事業について取材し、内容をまとめた夢ファンドレポートを関係各所に掲載します。

8 実績報告・失格事項

(1) 実績報告に必要な書類

区分	必要書類	提出期日
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業実績報告書（☆） ②まちづくり活動支援事業補助金収支決算書（☆） ③まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート（☆） ④まちづくり活動支援事業補助金請求書（☆） ⑤領収書等の写し（宛名、日付、但し書等確認） ⑥事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出） ⑦その他団体の現状を把握するため参考となる資料	事業が終了してから30日以内又は令和9年3月末のいずれか早い日まで（補助金請求額は5万円超必須）
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業実績報告書（☆） ②NPO法人設立支援事業補助金決算書（☆） ③NPO法人設立支援事業補助金ふりかえりシート（☆） ④NPO法人設立支援事業補助金請求書（☆） ⑤登記事項証明書の写し（認定申請書に添付した場合は省略可） ⑥領収書等の写し（宛名、日付、但し書等確認） ⑦事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出） ⑧その他団体の現状を把握するため参考となる資料	令和9年3月末まで

ア ☆印の様式は各補助金とも、刈谷市ホームページからダウンロードできます。

イ 領収書は、令和8年4月1日から9年3月31日までのものが対象です。

宛名、日付や但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

ウ 期日までに提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

エ 災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき

イ その他不正な行為があったとき

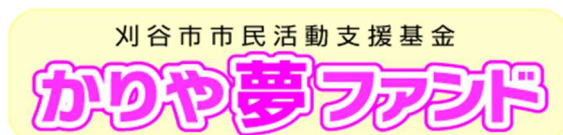
9 その他

- (1) 夢ファンド補助金 PR 用「のぼり」を市民協働課で貸し出していますので、事業実施の際に活用してください！
- (2) 採択事業に関するチラシやポスター等には、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンド補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。ロゴは、市ホームページからダウンロードできます。

【ロゴ】

《横バージョン》

《縦バージョン》→



刈谷市市民活動支援基金
かりや夢ファンド

- (3) 採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用いたします。
- (4) 必要に応じて、活動内容を実績報告会等で発表していただくことがあります。

10 かりや夢ファンドへの寄附

～ あなたの想いが 刈谷のまちづくりにつながります ～

あなたの寄附金を、市民団体などが行うまちづくり活動や、NPO法人の設立支援、人材育成などのための補助金として活用します。

あなたの寄附金と同額を、刈谷市も基金に積み立てます。例えば、あなたが1万円を寄附したら、刈谷市も1万円を寄附します。

寄附の申出は、こちらからもできます↓

皆さんのご寄附を
お待ちしております♪



QRコードは、デンソーウェブの登録商標です。

かりや夢ファンドの趣旨に賛同し、想いを基金に託していただいた皆さんを紹介します。
(令和6年4月～7年3月末現在。匿名の方は省略。順不同。)

岩渕道久 様	株式会社ジェイテクト 様
株式会社デンソー 様	トヨタ車体株式会社 様
株式会社豊田自動織機 様	愛知製鋼株式会社 様
株式会社アイシン様	豊田通商株式会社 様
トヨタ紡織株式会社 様	刈谷市民ボランティア活動センター来場者 様

ご寄附いただき、誠にありがとうございます。

皆さんのご寄附は、かりや夢ファンドの補助金として活用させていただきます。